

改正

平成12年3月31日水道事業管理規程第21号
平成15年1月30日水道事業管理規程第2号
平成15年8月4日水道事業管理規程第15号
平成16年2月9日水道事業管理規程第2号
平成16年9月17日水道事業管理規程第15号
平成16年11月5日水道事業管理規程第16号
平成18年3月31日水道事業管理規程第25号
平成19年3月26日水道事業管理規程第1号
平成19年3月30日水道事業管理規程第8号
平成20年12月3日水道事業管理規程第6号
平成22年3月31日水道事業管理規程第1号
平成26年2月17日水道事業管理規程第2号
平成29年3月31日水道事業管理規程第5号
平成31年4月1日上下水道事業管理規程第18号
令和2年3月27日上下水道事業管理規程第6号
令和4年10月1日上下水道事業管理規程第1号

松原市水道事業給水条例施行規程

松原市水道事業給水条例施行規程(昭和36年管理規程第14号)の全部を改正する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、松原市水道事業給水条例（平成9年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置工事等及びその費用

(給水の方式)

第2条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 配水管の水圧で直結給水するもの、又は配水管の水圧を利用し給水装置の途中に直結給水用増圧ポンプ（上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が適当と認めるものに限る。）を設置し直結給水するものをいう。
- (2) 貯水槽方式 配水管から水を一旦貯水槽に受け、当該貯水槽から給水するものをいう。

2 前項各号に掲げる給水の方式は、給水装置ごとに水の使用量及び使用箇所等を勘案し、管理者が定める。

3 一の建物には、直結方式及び貯水槽方式を併用することができない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(給水装置の構造及び材質の基準)

第3条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓及び水道メーター（以下「メ

ーター」という。)等をもって構成する。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

- 2 給水装置は、次の各号の基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないこと。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が採られていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する装置にあつては、水の逆流を防止するため、適当な措置が採られていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用する場合において必要な技術的細目は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の定めるところによる。

（工事施行の申込み）

第4条 条例第4条の規定による承認を受けようとする者は、所定の事項及び指定給水装置工事事業者（条例第6条第1項の指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称を記載した給水装置工事申込書（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事の範囲は、配水管分岐から給水栓までとする。
- 3 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事に関し第三者に損害が生じても、市は一切その責めを負わない。

（工事の設計）

第5条 条例第6条第2項に規定する給水装置工事の設計は別表に掲げる作成標準に従い作成し、その設計範囲は次のとおりとする。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、給水栓まで
- (2) 貯水槽を設置するものについては、貯水槽への給水口まで
- (3) 直結増圧装置を設置するものについては、直結増圧装置まで

- 2 前項第2号の場合においては、貯水槽以下の設計書を併せて提出しなければならない。
- 3 第1項第3号の場合においては、直結増圧装置以下の設計書を併せて提出しなければならない。

（工事の変更及び取消し）

第6条 工事申込者が、工事の変更又は取消しをしようとするときは、あらかじめ管理者に申し込まなければならない。

- 2 第4条第1項による申込書を提出し、承認後指定期限内に工事費の概算額を予

納しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

- 3 第1項の規定による申込みがあったときは、管理者は、申込みの内容を審査し、理由を付して結果を通知するものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する構造及び材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の登録を受けた者の認証を受けて、当該特別な表示が付されたもの。

(2) 製品が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

(道路部分の材料指定)

第8条 道路部分に布設する給水管については、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、道路管理者の掘削許可又は占用許可に係る特記条件がある場合及び管理者の許可を得た場合は、当該許可条件に基づくものとする。

(1) 道路を横断して布設する給水管は、口径50ミリメートル以下の場合にはポリエチレン管又は鋼管とし、口径75ミリメートル以上の場合には铸铁管とする。

(2) 道路を縦断して布設する給水管は、口径50ミリメートル以下の場合にはポリエチレン管又はビニル管とし、口径75ミリメートル以上の場合にはビニル管又は铸铁管とする。

(3) 道路の交差点内に布設する給水管については、第1号の規定を準用する。

- 2 交通量が多く、又は重量物の通過するおそれのある道路等において、ビニル管を布設する場合には、その使用を制限することがある。

(配水管移設等の申込み及び承認)

第9条 条例第8条第1項の配水管の移設等を必要とする者(以下「申込者」という。)は、管理者が別に定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申込みがあったときは、管理者は、申込みの内容を現場において調査の上、水道施設等に支障のない範囲で承認し、その旨を申込者に通知するものとする。

(負担金の算出方法)

第10条 条例第8条第2項に規定する負担金の額は、条例第9条に規定する工事費に受託経費(管理者が、条例第8条に規定する配水管の新設、移設、増径又は撤去に係る工事を請負等により施行する場合において、当該請負等に係る工事に必要な業務等(設計業務、洗管洗浄業務、これらの業務に係る事務処理業務等)にあって、当該請負等に係る工事以外の管理者が実施する業務)に係る経費のことをいう。)を加えた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が施行する工事に伴う配水管の移設等の負担金の

額は、工事費に管理者が定める額を加えた額とする。

3 給配水管工事等の内容に変更を生じたときは、当該工事完了後精算する。

4 申込者の都合により配水管の移設等の工事着手後にその施行を中止したときは、それまでに要した費用及び原状回復に要する費用は、申込者の負担とする。

(受託経費の算出方法)

第11条 前条第1項に規定する受託経費に係る算出方法は、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第12条 条例第9条に規定する工事費の算出方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料単価額を乗じて算出する。

(2) 労務費は、管類の布設継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する歩掛に、その作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じて算出することとし、労務費に係る歩掛、配管工及び土工の賃金の額については、管理者が別に定めるところによる。

(3) 道路復旧費は、別に定める。ただし、重要路線その他特殊工事及び条件のある場合には、管理者が別に定める復旧費を徴収する。

(4) 間接経費は共通仮設費、現場管理費等の合計額とし、当該経費に係る算出方法は管理者が別に定める。

2 道路上の給水装置工事費及び道路復旧費は、前項各号に定めるところにより、算出した額とする。

3 前項の工事費は、指定期限内に予納するものとする。

4 配水管の布設及び増径工事を必要とするときは、これに要する費用を徴収することができる。

(指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事に係る実費負担金)

第13条 管理者は、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事について、管理者が実施する当該工事（当該工事に伴い配水管の新設工事又は口径変更工事を行う場合に限る。）に係る管理監督及び検査（水圧試験、穿孔、埋戻転圧、舗装仮復旧、断水時のバルブ操作等をいう。）に要する費用として、当該工事の申込者から実費負担金を徴収する。

2 前項に規定する実費負担金の額は、管理者が別に定める。

(配水小管の布設)

第14条 管理者は、必要と認める場合においては、配水小管を布設することができる。

第3章 給水

(代理人及び管理人の選定の届出)

第15条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が条例第16条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに連署で管理者に届け出なければならない。

2 条例第17条第1項の規定により管理人を選定したとき、又は同条第2項の規定により管理人を変更したときは、直ちに所有者との連署で管理者に届け出なければならない。

(メーターの端数計算)

第16条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数のあるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月にあつては、この限りでない。

(メーターの設置基準)

第17条 メーターは、次の基準により管理者が設置する。ただし、この基準により難しいときは、その都度管理者が定める。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個
- (2) 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個
- (3) 直結増圧装置を設けるものについては、直結増圧装置ごとに1個

(メーター設置の場所等)

第18条 メーターの保管をする者(以下「保管者」という。)は、メーターの設置場所に、その点検又はその機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 管理者は、保管者が前項の規定に違反したときは、保管者に原状回復を命じ、保管者がこれを履行しないときは、管理者が施行して保管者からその費用を徴収することができる。
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(メーター等の亡失又はき損に対する損害賠償)

第19条 条例第19条第3項の規定により保管者が弁償すべき額は、次のとおりとする。

- (1) 亡失のとき。 メーターの施設費相当額
- (2) き損のとき。 その損傷相当額
- (3) ガラス破損のとき。 その損傷相当額
- (4) メーターボックスの亡失又はき損のとき。 第1号及び第2号の例による額

(メーターの性能検査)

第20条 使用者は、メーターの試験を請求することができる。

- 2 所有者の設備したメーターは、管理者が随時試験を行うことができる。
- 3 前項の試験の結果、水量の差が100分の4を超えるときは、メーターを更訂する。

(届出義務者)

第21条 条例第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき。 使用者
- (2) 用途を変更するとき。 使用者
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 使用者
- (4) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。 使用者
- (5) 給水装置の所有者に変更があつたとき。 新所有者及び旧所有者
- (6) 消防用として水道を使用したとき。 使用者

(7) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 管理人

(8) 共用給水装置の使用戸数又は使用箇所数に変動があったとき。 管理人

2 前項第5号において、その事実を証明する書類を添付するときは、新所有者によるものとする。

(私設消火栓)

第22条 私設消火栓を公共のための演習に使用するときは、その事実を証明する書類を提出しなければならない。

2 私設消火栓には、管理者が封印する。

(給水装置の修繕)

第23条 条例第22条第2項に規定する指定給水装置工事事業者が行う修繕その他必要な処置の範囲は、配水管分岐から給水栓までとし、道路上の修繕等の請求は、管理者に対してするものとする。

2 条例第22条第4項に規定する給水装置の修繕に要した費用は、管理者が別に定めるところにより算出して、徴収する。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その機能、構造又は漏水についての通常検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第25条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号による管理に関し、毎年1回以上、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第4章 料金及び手数料

(用途の適用基準)

第26条 条例第26条第2項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	種別	適用基準
1 一般用	専用	1戸又は1か所が使用する装置であつて、家事、官公署、学校、病院、会社及び業務用等に供するもの
	共用	2戸又は2か所以上で使用するもの
2 浴場用		公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受け、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）により大阪府知事が定める入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の用に供するもの
3 特殊用		臨時の用に供するもの

（水量の認定）

第27条 条例第28条第1項第1号の規定は、メーターの故障その他の理由で料金算定の基礎となる水量が不明の場合をいう。

2 前項の水量の認定については、管理者が特に定めるほか、その月の前3月以上の平均量による。

（資料提出の請求）

第28条 用途の適用又は水量の認定等について管理者が必要があると認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

（共同住宅等の料金計算）

第29条 共同住宅等で、各入居者がそれぞれ単独で水を使用する設備を有する場合において、管理者が必要があると認めるときは、各入居者ごとに専用給水装置の料金を適用して計算する。

（使用の中止又は廃止届のない場合の料金）

第30条 条例第20条の規定による使用の中止又は廃止の届出がないときは、水を使用しない場合であっても、最低水道料金及びメーター使用料を徴収する。

（料金の月計算）

第31条 料金は、前回の点検定例日の翌日から当月の点検定例日までを1月又は2月以上として算定し、点検した日の属する月分又は各月均等として徴収する。

（概算料金の徴収）

第32条 条例第31条第1項の規定による概算料金は、次の各号により徴収する。

（1） 条例第37条第1号の規定により給水を停止された者で、将来も滞納のおそれのあるものに対しては2月分以内の概算料金

（2） 土木工事、建築工事及び興業のため、臨時に給水装置を使用する者に対しては、使用予定期間中の概算料金

（料金等の領収）

第33条 料金その他の領収は、松原市上下水道事業企業出納員の領収印若しくは現金取扱員の印又は松原市上下水道部公金取扱金融機関若しくは地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道事業の業務に係る公金の徴収若しくは収納の事務を受託している者の領収印のいずれかによるものに限り、有効とする。

(職員による調査)

第34条 上下水道事業企業職員は、給水用具の検査、給水状況その他料金の賦課徴収に関する調査のため、水道使用者の家屋内に立ち入ることができるものとする。

2 前項の規定により調査しようとするときは、その身分を証する職員証を携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前に改正前の松原市水道事業給水条例施行規程の規定によって行われた届出、請求その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によって行われたものとみなす。

附 則 (平成12年管理規程第21号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年管理規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年管理規程第15号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年管理規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年管理規程第15号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する

附 則 (平成16年管理規程第16号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年管理規程第25号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年管理規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年管理規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に市が施行する工事に伴う配水管の移設等の負担金の額の算出について適用する。

附 則 (平成20年管理規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年管理規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月17日管理規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日管理規程第5号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日上下管理規程第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の改正規定（第7条第1号の改正規定に限る。）は、同年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日上下管理規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定については、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日上下管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際現に改正前の松原市水道事業給水条例施行規程の様式により提出されている給水装置工事申込書は、改正後の松原市水道事業給水条例施行規程の様式により提出されている給水装置工事申込書とみなす。
- 3 改正前の松原市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の松原市水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第5条関係）

種別	給水管の種類	記入事項
平面図	ポリエチレン管	口径、延長、水栓類の名称と口径
	銅管	口径、延長
	硬質塩化ビニル管	同上
	ビニルライニング鋼管	同上
	鋳鉄管	同上
	その他	管種、口径、延長
詳細図	鋳鉄管その他	品名、口径、寸法

備考

- 1 既設の管種、口径等及び水栓番号を記入しなければならない。
- 2 方法及び配水管の口径を記入しなければならない。

別記様式（第4条関係）

別記様式（第4条関係）

給水装置工事申込書

年 月 日

技師 署名	課長	課長 補佐	係長	係員	審査
松原市長 殿 松原市水道事業給水条例第4条により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。 申込み内容は、本申込書に記載されている内容のとおりです。					No. 年 月 日
工事場所 (所在地)		松原市 丁目 番 号		建築確認番号 第 年 月 日 号	
申込者 (委任者)		住所 氏名 TEL ()		設計番号	
記 給水に関する一切の事項について市の条例及び規程等を遵守します。					水栓番号 —
◆承諾事項 1 この工事に関して、利害関係人その他の者から異議があるときは、すべて申込者の責任において解決します。					工種 <input type="checkbox"/> 新設 (号地) <input type="checkbox"/> 口径変更 (号地) <input type="checkbox"/> 改造 (号地) <input type="checkbox"/> 撤去
2 指定給水装置工事業者が施工する給水装置工事に關し、第三者に損害が生じても、市は一切その責を負うことがないことを了承しています。					口径 φ (旧口径) mm mm
3 緊急やむを得ない事情による断水、減水若しくは赤水又は給水制限等により給湯器、冷凍機若しくは受水槽に設置したポンプその他の機器に損害が生じても、市に対し損害請求はしません。					用途 <input type="checkbox"/> 一般用 <input type="checkbox"/> 特殊用 <input type="checkbox"/> 浴場用
4 水道メーターの設置場所にメーターの検針又は修繕に支障を来たすような物を置かないようにします。もし、市よりこのことについて、指摘されたときは、直ちに自己の責任において処理します。					道路種別 <input type="checkbox"/> 国・府道 <input type="checkbox"/> 市道 路線名 () <input type="checkbox"/> 私道
5 住宅を増改築し、門、塀等の工作物を設け、又は植樹しようとするときは、水道メーターの検針又は取替えが困難にならないようにします。もし、後日メーターの検針等に障害となることが判明したときは、市の指示に従い、メーター等を移設します。また、これらにかかる費用について、一切自己負担で行います。					路面種別 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> 砂利道 <input type="checkbox"/> インターロッキング
6 敷地境界線より屋内の給水装置については、管理不備又は故障等で市に一切の迷惑をかけるないようにします。所有権又は使用権の譲渡等に際しては、以上の承諾事項及び本申込書記載内容をすべて継承します。					開発協議 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
					分統材料 <input type="checkbox"/> サドル分水栓 <input type="checkbox"/> チーズ <input type="checkbox"/> その他 ()

科 目		金 額 (円)	年 月 日	会計係員	備 考
納 付 金 額	分 担	新口径に係る 分 担 金			
		旧口径に係る 分 担 金 (減額)			
		分 担 金 徴 収 額			
	給 水 工 事 取 入				
	給 水 主 管 (延長 m)				
	設 計 審 査 手 数 料				
	工 事 検 査 手 数 料				
	小 計				
	特 殊 用 (特殊用概算料金)				
	合 計				
委 任 欄					
代理 委任事項	1.給水装置工事の施工に関すること。 2.市納付金及びその他費用の納付又は還付の一切の権限。				
受任者 (指定給水装置 工事事業者)	指定番号 第 号 氏名又は名称 TEL				
給水装置工事 主任技術者	免状の交付番号 氏名 TEL				
	受理印				